

# あなたと 博物館

No. 255  
2026.3.15

特集：松本市立博物館特別展「旅心」



叡山頂上一目八方鳥瞰圖（国際日本文化研究センター所蔵）  
※会期中に展示替えを行います

## 松本市立博物館特別展「旅心」



Matsumoto City Museum

## 松本市立博物館

# 特別展「旅心」開催にあたって

### 1 特別展「旅心」とは

「かわいい子には旅をさせよ」という言葉があるように、旅は人を大きく成長させるものです。「旅は憂いもの辛いもの」だった時代から、電車や飛行機を使っ  
ての快適な移動が当たり前となった現代でもそれは変わることはなく、人の旅への憧憬は尽きることがありません。

令和8年4月から始まる特別展「旅心」では、旅や旅行に関する様々なトピックを珠玉の資料とともに紹介していきます。会場には、江戸時代の「東海道五拾三次」や「伊能忠敬実測原図」、近代の鉄道旅行や観光地の魅力を独特な技法で伝えた「吉田初三郎鳥瞰図」、戦後の「ディスカバー・ジャパン」と「アンノン族」を生み出した『an・an』『non-no』といった各時代の旅模様を伝える資料が並びます。また、小泉八雲(L. ハーン)やW. ウェストン、兼高かおるなど、鋭い視点で旅や日本を捉えた旅人が遺した言葉から、昔から変わらない旅・旅行に通底する大切なものを探ります。



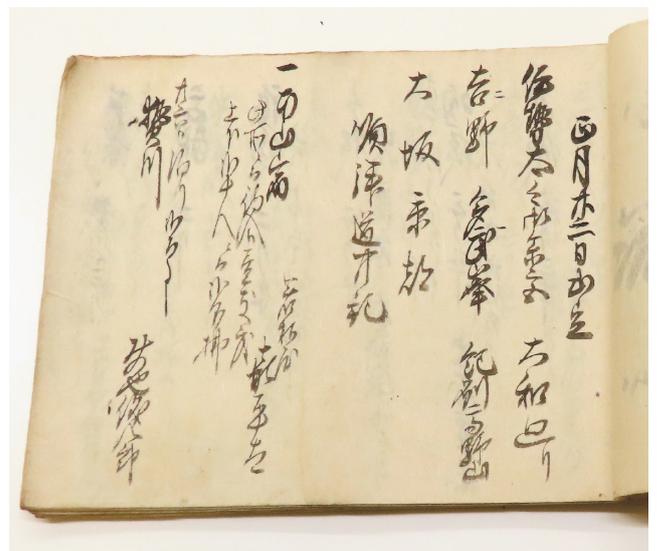
兼高かおる (一般財団法人兼高かおる基金提供)

### 2 江戸時代の松本の旅人

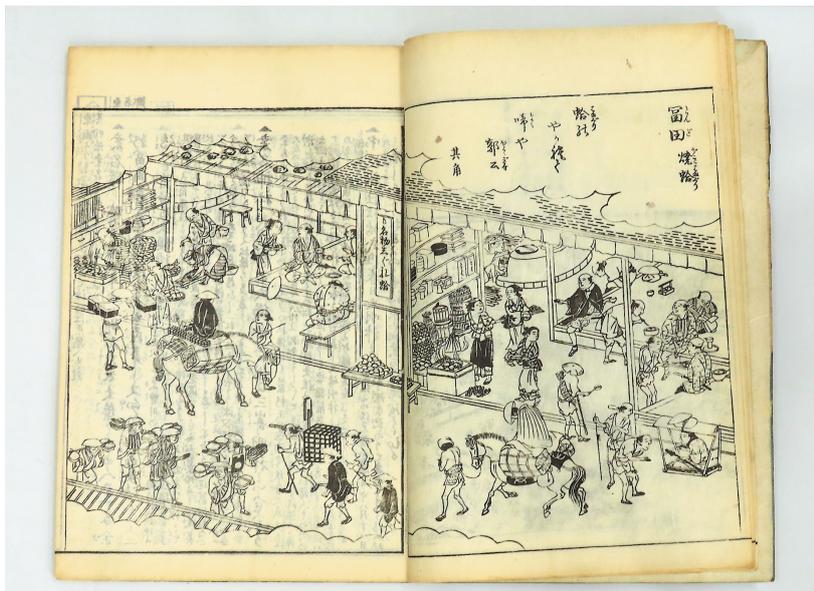
今回の特集では、特別展「旅心」で展示する資料の中から、江戸時代の松本の人が残した道中記を用いて当時の旅の様子を御紹介します。

江戸時代は庶民が自由に旅をすることはできず、伊勢神宮をはじめとする神社仏閣へのお参りのための“信仰の旅”の形をとることが一般的でした。松本市立博物館が所蔵する道中記「文化十四年道中筆記録」も、中を開くと「伊勢太々御参宮」の言葉に続き、「大和廻り 吉野 多武峯 紀州高野山 大坂 京都」への「順拝道中記」と書き始められています。順拝とは、各地の寺社を巡って参拝していくことですので、寺社仏閣への参拝旅行であったことが分かります。

この道中記は、文化14年(1817)正月26日に「本山宿」に20人が集合して出発したところから始まり、伊勢神宮を皮切りに吉野、大坂、京都と関西地方を一周した後、同年3月14日に洗馬へ戻ってきたところで終わります。2か月近くに渡る長期間の旅行です。これだけの期間家を空けて旅に出るというのは現代ではなかなか難しいですが、江戸時代は自由に旅に出る事ができないからか、一度旅に出たらとにかく廻れるだけ各地を巡ってくるパターンが多かったといえます。



文化十四年道中筆記録  
道中記の最初のページ



『伊勢参宮名所図会』富田の「しぐれ蛤」を紹介しているページ

道中記に書かれたルートを追ってみると、本山宿から出発した後は、木曾福島、妻籠、中津川、土岐から名古屋に出ています。名古屋で芝居や見世物を見物した後、桑名、四日市、松坂、新桑名と歩を進めていき伊勢神宮への参拝を行います。伊勢では参拝者の世話をする御師の世話になり、神楽への参加、五力所浅間山や二見など付近の見学などで日々を過ごし9日間も逗留しています。お目当ての伊勢参拝を終えると、そのまま現在の奈良県の方に抜けていき、法華寺や西大寺、法隆寺といったお寺を巡っています。

その後は、大坂に出て天王寺や大芝居の見物をし、京都に移動して知恩院や南禅寺をはじめ10以上の神社や二条城に参拝しています。それが終わると比叡山から大津、草津と抜けていき関ヶ原の旧跡を通り、中山道へと戻り洗馬まで戻ってきています。

これだけの場所を1か月半かけて巡ったわけですが、驚くべきはこのほとんどを徒歩で移動したことです。道中、わずかに駕籠や舟に乗ってはいますが、それ以外はすべて徒歩で巡っています。

道中記には移動した距離も丁寧に書かれています。例えば出発した1月26日は贄川宿から上松宿まで移動していますが、合計で10里と記されています。10里は約40kmになります。また、帰りの3月14日には馬籠から一気に木曾福島まで歩いており、その移動距離は13里、約51kmとなっています。日によって移動距離はさまざまですが、30～50kmの移動は江戸時代の旅では一般的と言われており、当時の人の健脚ぶりが感じられます。

もちろん、ただ歩くだけではなく、行った先々で楽しんでいる様子も道中記からは散見されます。奈良の

多武峰に赴き、七堂伽藍が壮大な妙楽寺（現談山神社）の十三重塔を見ては「誠にきれい也」と感想を記し、蓬萊山（仁徳天皇陵）を訪れて「池も有り甚だ景色面白候」としたためています。また、道中では各地の名物もチェックしており、「富田（現三重県四日市市）と云ふ所蛤の名物也」という記述や、津（現三重県津市）には「あわびも名物有り」という記述がみられます。

このように、江戸時代の庶民は一度旅に出ると、自らの足でできうる限りの場所に訪れ、名所古跡を見物し、芝居や名物を楽しんでいたことがわかります。自由に旅に出ることができない時代だからこそその旅の在り方といえます。手のひらに乗るくらいの小さな道中記ですが、江戸時代の旅の様子をよく伝える興味深い資料です。

展示では、こうした資料が示す各時代の旅の様子や旅人の想いをお伝えしていきますが、同時になぜこうした旅ができたのか、といった視点も盛り込んでいく予定です。江戸の旅を支えた安全対策や、近代における旅から旅行への変化といった、旅・旅行の気になる点を取り上げていきます。

多様な旅のおもしろさを見て知って、これからの旅について思いをはせる—

そんな皆様の旅心をくすぐる展示になるように準備を進めていますのでぜひ御来場ください。

（松本市立博物館 学芸員／遠藤正教）

#### 特別展「旅心」

会期：令和8年4月29日（水・祝）～6月15日（月）

会場：松本市立博物館2階特別展示室

料金：一般1,000円、大学生600円、高校生以下無料  
※常設展とのセット券あり

## 裁判制度の変遷と旧松本区裁判所庁舎

歴史の里に移築保存されている旧松本区裁判所庁舎は、明治41年(1908)、松本城二の丸御殿跡に建てられました。その後、昭和52年(1977)に松本城の北側に新しい裁判所庁舎が建設されるまで、実に70年もの間、裁判所としての役割を担ってきました。

旧松本区裁判所庁舎は、松本に建てられた2代目の裁判所庁舎であり、初代の裁判所庁舎である「松本裁判所」は、明治11年、現在の国宝旧開智学校校舎を建設した大工棟梁、立石清重によって建てられています。この松本裁判所は長野県内で初めて建てられた裁判所で、県歌「信濃の国」の作詞家であり、松本中学校(松本城二の丸所在)の教員であった浅井湧は、『松本繁昌記』(明治16年1月刊行)の中で「美麗」、「左右には渠濠の蒼波鏡の如きありて、暗に裁判の公明を表章するが如く、背後には天守閣の雲際にそびゆるありて、とこしえに法衛の威望を添加するに似たり」等と記しています。

余談ではありますが、歴史の里に生家が移築されており、松本中学校で浅井湧に学んだ木下尚江が学校の行き帰りに見ていたのも、弁護士となった尚江が裁判のために通ったのも、初代の裁判所です。



明治11年～14年頃の松本裁判所(松本市立博物館蔵)



昭和初期の長野地方裁判所松本支部庁舎(参考文献1から転載)

### 裁判制度の変遷

そもそも日本において近代的な裁判所制度が設けられたのは、明治時代に入ってからでした。江戸時代においては、町奉行、勘定奉行、寺社奉行、評定所などが「裁判」に関与していましたが、これらは司法に特化した機関ではな

く、行政を担当する機関が司法も併せて担っていました。また、全国統一の裁判制度があったわけではありませんでした。

明治4年に司法省が設置されると、中央における司法権の統一が図られ、翌年制定された「司法職務制定」では「司法省は全国法憲を司り各裁判所を統括す」と定められ、全国の裁判権が司法省に統一されることが規定されました。「司法職務制定」は、司法省の下、西洋諸国にひけをとらない近代的な司法制度の構築を目指したもので、日本における「司法」の構造について包括的に定めた初めての法令でした。「司法職務制定」では、全国に「府県裁判所」を設置し、それまで各府県の地方官が行政事務として行っていた裁判を、司法省の下に裁判権を集中させることが図られました。

しかし、この法令が定められて直ちにすべての府県に裁判所が設置されたわけではなく、裁判所の置かれていない地方では、地方官が裁判官を兼ねるといった司法と行政の未分離の状態がしばらく続きました。当時の松本は筑摩県(明治5年設置)に属しており、筑摩県の県庁は松本城二の丸御殿に置かれていました。その県庁内に訴訟・警察・監獄の事務を担当する「聴訟課」が置かれ、県行政の長が判事の職を兼任するという状態でした。

府県裁判所の設置状況は、明治5年時点で東京裁判所をはじめとする3府13県に設置されていました<sup>1</sup>。その後、新設や廃止が繰り返し行われ、明治8年時点でも3府59県中の3府12県に設置という、府県裁判所が設置されていない県の方が多い状況でしたが、明治9年9月に府県裁判所が地方裁判所に改められると、全39府県のうち23か所に地方裁判所が設置されます。この時点ではまだ複数の府県を管轄する裁判所が多くありましたが、翌年には全国の各府県に1つずつ地方裁判所が設置されるに至りました。

松本に裁判所が置かれたのは明治9年9月ですが、この時点では松本裁判所は長野県と岐阜県を管轄していました。開設後、しばらくは仮庁舎で裁判が行われていましたが、明治11年、火災で焼失した筑摩県庁(旧松本城二の丸御殿)の跡地に裁判所庁舎が開設されます。

その後、裁判制度の変更や管轄区画の改正などが度々行われ、明治16年に本庁が長野に、支庁が松本と上田に置かれるという形となりました<sup>2</sup>。

明治時代に入って、法律の改正や組織の改編などが繰り返され裁判の制度が整備されていきますが、大日本帝

国憲法（明治憲法）の下で明治23年に裁判所の組織、機構についての基本法である「裁判所構成法」が制定されたことによって制度が安定したとされます。裁判所構成法の成立以降は、若干の改正が行われたものの、戦後、日本国憲法の下で「裁判所法」が制定されるまで約60年間、裁判所制度の根幹となりました。

この裁判所構成法によって、裁判所の種類として大審院、控訴院、地方裁判所、区裁判所の4種類が定められるとともに、裁判所の位置及び管轄区域改定によって、大審院は1か所（東京）、控訴院は7か所（東京、大阪、名古屋、広島、長崎、宮城、函館）、地方裁判所は48か所（各府県に1か所。北海道は3か所）、区裁判所は300か所設置されました。

裁判所構成法の施行によって、長野始審裁判所松本支庁及び松本治安裁判所は、それぞれ長野地方裁判所松本支部と松本区裁判所となりました。

また、裁判所構成法の制定により、裁判所の種類の変更以外でも、それまで各裁判所の判事の人数が大審院5人、控訴裁判所3人、始審裁判所・治安裁判所<sup>III</sup>1人であったのに対し、大審院7人、控訴院5人、地方裁判所3人、区裁判所1人になるなどの変化もありました。

平成29年（2017）に重要文化財に指定された松本区裁判所庁舎は、初代庁舎が建設後、30年を経て手狭になったこと等の理由により建て替えられ、明治41年に竣工しました。裁判所構成法の施行後に建てられた旧松本区裁判所庁舎には、明治憲法下での裁判所の特徴が良く表れています。

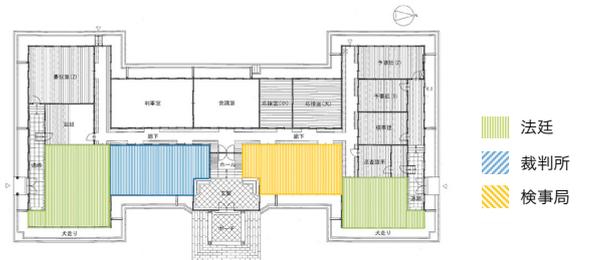
### 明治憲法下での裁判所の特徴の一例

旧松本区裁判所庁舎の特徴として大きなものの一つに、裁判所庁舎内に検事局が置かれていることが挙げられます。これは、裁判所構成法の中に「各裁判所に検事局を附置す」（6条）と定められていたためです。検事の任官資格や俸給についても判事（裁判官）と同じとされました。同じ建物の中に裁判所と検事局が置かれていましたが、検事が裁判事務に干渉することや裁判事務を取り扱うことは禁止されていました。

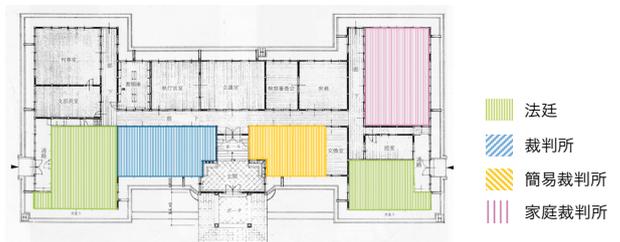
左右対称の庁舎の右側に検事局、左側に裁判所がそれぞれ設置されています。

裁判所内に検事局を置くという制度は、戦後、裁判所法が施行され裁判所構成法が廃止となったことにより、裁判所から独立した「検察庁」に再編されました。再編成後、検事局が置かれていた部屋には簡易裁判所の執務室が

置かれるなど、制度の変遷に伴い、庁舎の間取りや配置に変更を加え、その時代の裁判の在り方に対応させながら、昭和52年まで裁判所として使用されました。



現状の平面図（明治憲法下での裁判所）



移築前の平面図

### おわりに

旧松本区裁判所庁舎は、明治憲法下で約40年間、日本国憲法下で約30年間使われていた建物です。本文では、明治憲法下での裁判所の特徴について一例だけ紹介しましたが、他にも建物に表れている現在の裁判との在り方の違いがあります。また、建物には表れない制度上の違いなども多数あります。現在の裁判制度との違いはもちろんのこと、明治時代から現在の制度に至るまでの制度の変遷にも注目しながら見学していただければと思います。

（松本市歴史の里 学芸員／須永瑞希）

- I 明治5年時点での府県数は3府69県
- II 当時の裁判所の名称は、長野始審裁判所松本支庁及び松本治安裁判所
- III 裁判所の種類の変化  
 明治5年：司法省臨時裁判所-司法省裁判所-出張裁判所-府県裁判所-区裁判所  
 明治9年：大審院-上等裁判所-府県裁判所-区裁判所  
 明治15年：大審院-控訴裁判所-始審裁判所-治安裁判所  
 明治23年：大審院-控訴院-地方裁判所-区裁判所

### 【参考文献】

1. 司法省『裁判所構成法実施五十年記念司法省及裁判所庁舎写真帳』（司法省會計課、1939年）
2. 滝川一『日本裁判制度史論考』（信山社、1991年）
3. 最高裁判所事務総局『裁判所百年史』（大蔵省印刷局、1999年）
4. 荒井勉・蕪山巖・小柳春一郎『近代日本司法制度史』（信山社、2011年）
5. 松本市歴史の里『旧長野地方裁判所松本支部庁舎調査報告書 市民が守った文化財 ～旧長野地方裁判所松本支部庁舎のあゆみ～』（松本市歴史の里、2017年）

## 旅する日時計

江戸時代は日本史上、観光旅行が庶民にまで広く浸透した最初の時代であると言われていています。参勤交代制度によって街道や宿場町などの交通網が整備され、江戸時代中期になると、庶民の間でもお伊勢参りなどの寺社への巡礼旅行や、国内各地の名所を巡る旅が流行しました。19世紀初頭に来日したドイツ人医師・博物学者のシーボルトは紀行文『江戸参府紀行』の中で「おそらくアジアのどんな国においても、旅行ということが、日本におけるほどこんなに一般化している国はない。」と述べ、日本人の旅好きぶりに驚きを示しています。

旅をするうえで重要となる要素の1つが「時間」です。よく、江戸時代は時間におおらかだったというイメージがありますが、時間を全く意識していなかったわけではありません。宿場や関所には門限があり、町の木戸にも開閉時間が定められていました。そのため、旅人たちは道中でおおよその現在時刻を把握する必要がありました。

こうした人々の助けとなったのが、寺院などに設けられた時を告げる鐘「時鐘」です。17世紀後半から18世紀後半にかけて世界最大の銅生産量を誇った日本では、江戸時代を通じて3万口以上もの梵鐘が铸造されたといえます。これらの鐘は仏事だけでなく時報としても機能し、都市部に限らず地方の村々にも広く分布しました。当時の人々は、鐘やそれに準ずる太鼓などの音を聞いて時間を把握することができました。

しかし、周囲に寺院がない場所や船での移動中など、鐘の音が届かない場面もあります。そこで実用されたのが携帯型の日時計です。江戸時代の時間制度は、太陽の動きを基準とする不定時法であったため、太陽の影を利

用する日時計は理にかなった道具でした。蓋付きの小型のものや、矢立などの日用品に組み込まれたものなど、形状も多様です。当時の人々は時鐘と日時計を併用することで、旅先でも時刻を推定していました。

さらにシーボルトは、日本の旅行ガイドブックの充実ぶりにも注目し、「紙縑を立てるとでき上がる日時計までついている」と記録しています。これは写真の「行程記」のようなポケット版の実用的な旅ガイドを指していると考えられます。



『日本道中行程記』(立教大学池袋図書館所蔵、出典: 国書データベース <https://doi.org/10.20730/100386961>)

右側のページが日時計です。上段にある7枚の付箋のような紙にはそれぞれ裏に「五月」「四 六月」などの月が書かれています。今の月に対応する紙を垂直に立て、日時計を太陽に向けて、月の紙によって影ができます。その影ののびる長さで時刻を読み取ります。

江戸時代の旅行ブームにあわせて刊行された旅の指南書『旅行用心集』には、「道中所持すべき物、懐中物の外(ほか)、成丈(なるたけ)事少(ことすくな)にすべし」と記されています。このようなガイドブックに収められた日時計からは、なるべく荷物を軽くして旅を快適に楽しみたいという、現代にも通じる考え方と、限られた携行品の中に機能を集約した江戸時代の人々の知恵をうかがい知ることができます。

(松本市時計博物館 学芸員/吉澤せり子)



携帯用日時計(松本市時計博物館所蔵)

蓋付きで、写真下側には中心に棒と時刻の目盛りを備えた半球、写真上側には方位磁石が付属しています。この方位磁石を利用して日時計を北に向け、半球部分に映る影の位置で時刻を読み取ります。

### 【参考文献】

- 角山栄『時計の社会史』(吉川弘文館、2014年)
- ジーボルト『江戸参府紀行』斎藤信訳(平凡社、昭和42年)
- 澤田平『和時計—江戸のハイテク技術—』(淡交社、1996年)
- 八隅蘆菴『旅行用心集』新装版(八坂書房、2001年)

# 旧開智学校建築関係資料にみる建築の近代化

## — ガラスとペンキ —

### はじめに

旧開智学校校舎（以下、「校舎」）を設計・施工した立石清重は、当時最新の洋風建築を見学するために東京や横浜へ出かけました。見学した建物のスケッチを収めた「東京出府記」は、日本人の大工が洋風建築の情報を摂取していった過程を示す、貴重な資料です。

建築にも近代化の波が押し寄せた明治初期、近世までの日本建築にはなかった新しい材料が普及しました。その代表がガラスとペンキです。「東京出府記」を含む、校舎の建築に関わる63点の資料が国宝に附指定されていますが、見積書や仕様書、出納簿といった文書資料からも、「建築の近代化」のようすをうかがい知ることができます。ここでは、校舎新築時の文書資料を基に、校舎に使われたガラスとペンキについて紹介したいと思います<sup>1</sup>。

### 1 ガラス

明治9年に完成した校舎には、教室の採光のためにガラス窓が豊富に設けられました。資料には「硝子」「ガラス障子」「ガラス板」といった用語がみられますが<sup>2</sup>、当時は色ガラスも含むすべてのガラスが輸入品で、ペンキやストーブ等と共に東京で仕入れた記録があります。「開智学校新築仕様帳 明治八年」によると、大判ガラス（縦1尺7寸×横9寸5分）は1枚20銭。当時の一等大工の日当が22.5銭なので、同じくらいの値段だったことがわかります。

また、「諸職方受負控 第二号 明治九年」のペンキ塗職人の請負控に「硝子ハテ結込製シ料共」とあることから、ガラスはパテで窓枠に固定され<sup>3</sup>、ペンキ塗の職人がパテの調製も含めて担当することもあったようです。

### 2 ペンキ

校舎内外の壁は漆喰塗ですが、正面車寄の彫刻や内外の窓・建具等はペンキで塗装されています。資料中では「ベンキ」「ヘンキ」「辺喜」「辺ん喜」とさまざまに記載されており、仕様書から「三度塗」で仕上げられたことがわかります。

ペンキは東京のほか、「山梨県管方 渡辺徳兵衛」「南深志町三番丁 神田久三」など複数者から仕入れました。当時は固練りの白ペンキを油で溶かし、顔料を混ぜて色を付けていたため、白ペンキと合わせて石黄や弁柄、松煙、群青といった顔料も購入しています。

ペンキ塗りを請け負ったのは、ペンキの仕入れ先でもある渡辺徳兵衛ほか10名でした。当時の山梨県は、県令藤村紫朗が奨励した“藤村式”の擬洋風建築が盛んに建

てられていたため、経験が豊富な山梨県の「ヘンキ師」に依頼したのかもしれませんが。

### おわりに

新築時の資料の中には、ガラスやペンキといった材料に関する外来語が散見されました。建築の意匠や構造に関する外来語は見当たりませんが、資料を調べる中で個人的に興味深かったことを紹介します。

「開智学校新築仕様帳 明治八年」の中に、建具の仕様について「八本 丈三尺八寸 巾壹尺四寸 火燈口唐戸」「八本 丈五尺八寸 巾二尺二寸 火燈口唐戸」と記載があります。



「開智学校新築仕様帳  
明治八年」



塔屋の窓・建具

2種類の建具の数量と寸法から、塔屋の建具を指すものと思われます。八角形の塔屋の各面には、ペンキ塗りの扉・窓の上にアーチ状の欄間が付いています。「火灯口」は上部が曲線になった出入口のことで、禅宗寺院や茶室にみられます。「アーチ」という西洋建築の用語を知らなかった立石が、日本建築の中でデザインが似た「火灯口」に言い換えたのでしょうか。

校舎は令和元年に国宝に指定されましたが、新築時の建物についてはいまだに明らかになっていないこともあります。今後も資料の情報を丁寧に読み解いていきたいと思っています。

（国宝旧開智学校校舎 学芸員／西松秀記）

- I 重要文化財旧開智学校資料集刊行会編『史料開智学校 第六巻 設立と維持3』（電算出版企画、1995年）に掲載された校舎新築に関する資料を対象としました。
- II 江戸時代にはすでに「硝子」を「ガラス」と読んでいましたが、普及したのは明治初期のようです。
- III 現在地に移築復原された校舎では、ガラスを棧にはめ込んで固定しています。

### 【参考文献】

杉江重誠編『日本ガラス工業史』（日本ガラス工業史編集委員会、1950年）  
近藤尚夫「辺喜・辺んキ・ベンキー—開智学校の塗装記録から—」（『塗装と塗料』5月号、塗料出版社、1982年）

# 展示スケジュール

詳細はホームページへ! <https://www.matsu-haku.com/>



館名称	4月	5月	6月
松本市立博物館		■特別展「旅心」 4月29日(水祝)～6月15日(月)	
馬場家住宅	■季節展示「ひなまつり」 ～4月6日(日)	■季節展示「端午の節句」 4月25日(土)～6月22日(月)	

※元日の臨時開館は未定

## 松本市立博物館から ☎0263-32-0133

### 特別展「旅心」

**会期** 令和8年4月29日(水祝)～6月15日(月)  
午前9時～午後5時(入室は午後4時30分まで)  
※令和8年5月3日(日)・4日(月祝)は夜間開館のため午後8時まで閉館(入館は午後7時30分まで)

**会場** 松本市立博物館 2階特別展示室  
**閉室日** 毎週火曜日(5月5日(火・祝)は閉室、5月7日(木)は閉室となります。)

**観覧料** (特別展単独券)  
一般1,000円(800円)  
大学生600円(400円)  
高校生以下無料  
(常設展とのセット券)  
一般1,200円(1,000円)  
大学生800円(600円)  
高校生以下無料  
※( )内団体20名以上料金

**主催** 松本市立博物館  
**監修** 山根宏文氏(松本大学名誉教授)

### 〈関連事業〉

#### 講演会①「旅とオープン・マインド(開かれた精神)～小泉八雲の人生旅行をめぐって～」

**日時** 令和8年5月17日(日)  
午前10時30分～正午

**会場** 松本市勤労者福祉センター

**料金** 無料

**講師** 小泉凡氏(小泉八雲曾孫・小泉八雲記念館館長)  
※QRコードよりお申し込みください



#### 講演会②「～200年の旅の歴史から学ぶ～感動する旅の創り方・楽しみ方」

**日時** 令和8年6月6日(土)  
午後1時～2時30分

**会場** 松本市立博物館 講堂

**料金** 無料

**講師** 山根宏文氏(松本大学名誉教授)  
※QRコードよりお申し込みください



#### ギャラリートーク&ガイドツアー「～ブラタモリ案内人から学ぶ～松本のまちと山の魅力」

**日時** 令和8年5月9日(土) 午前9時30分から

**会場** 松本市内、松本市立博物館 展示室

**料金** 展示室観覧料

**講師** 上高地/加藤銀次郎氏(自然公園財団上高地支部顧問)  
まつもと/千賀 康孝氏(松本市職員)  
※QRコードよりお申し込みください



### あとがき

本年度も多くの皆様にご来館いただき、誠にありがとうございました。調査や展示準備を重ねる中で、松本の奥深さに触れる機会に恵まれました。春の訪れと共に新年度を迎えますが、引き続き地域の歴史や文化を丁寧にお伝えしてまいります。今後ともよろしくお願ひいたします。

(松本市立博物館 竹藤 敏)

以下、博物館を母体に活動する市民の皆さんがお届けする旅のイベント

### ミニ吟行体験

街に出て俳句・短歌・川柳を吟ずる体験をしてみませんか。初心者大歓迎です。

**日時** ①俳句 令和8年5月4日(月祝)  
午後1時30分から  
②短歌 令和8年5月9日(土)  
午後2時から  
③川柳 令和8年5月10日(日)  
午前10時から

**料金** 特別展観覧料

**講師** ①飯島ユキ氏(俳句羅(ra)の会代表)  
②藤森円氏(塩尻短歌館指導員)  
③山本ひかる氏(イラストレーター)  
※QRコードよりお申し込みください



俳句



短歌



川柳

### 旅すごろくを作って遊ぼう

みんなでオリジナルの“旅すごろく”を作って遊ぶイベントです。

**日時** 令和8年5月24日(日) 午後2時～4時

**会場** 松本市立博物館 講堂

**料金** 無料

※QRコードよりお申し込みください



### あなたの旅を教えてください

旅の思い出やこだわりを募集・展示します。

**日時** 特別展開催期間中

**会場** 松本市立博物館 特別展示室前

**料金** 無料

※展示場所で配布している規定の用紙に旅の思い出やこだわりをご明記の上、展示場所のBOXへご投稿ください  
※スペースの関係等で募集したものを全て展示できない可能性がございます。ご了承ください。

### ショートトリップ

各地を巡りながら、松本の文化や歴史を学べる街あるきです。

### ア 松本城にいちばん近い山城の旅

山城から平城へ、松本の歴史的な節目を犬甘城からの絶景を観ながら探ります。

**日時** 令和8年5月23日(土)  
午前9時30分～午後0時30分

**料金** 無料

※一部山道ですが、往復5kmを歩きます。3時間程度で歩ける方のご参加をお待ちしております  
※QRコードよりお申し込みください



### イ 旅情を誘う松本の名産品

街の名所・旧跡なども巡りながら、松本を感じる名産品を探します。

**日時** 1回目/令和8年5月2日(土)午前9時30分から正午  
2回目/令和8年5月16日(土)午前9時30分から正午

**料金** 常設展料金  
※QRコードよりお申し込みください



### ウ 街なかに先人たちの旅の跡を訪ねて

松本の街なかに残っている歌碑・句碑などを巡ります。

**日時** 令和8年5月5日(火祝)  
午前9時30分から正午

**料金** 無料  
※QRコードよりお申し込みください



### エ 城下町の町屋? 探しに行こう!

松本市近代遺産として最初に登録された町屋建築を巡ります。

**日時** 1回目/令和8年5月24日(日)午前9時30分から正午  
2回目/令和8年6月14日(日)午前9時30分から正午

**料金** 常設展観覧料  
※QRコードよりお申し込みください



## 歴史の里から ☎0263-47-4515

### 博物館でお花見を!～桜茶の振る舞い～

歴史の里で活動する市民学芸員「あゆみの会」が中心となって、館内の八重桜の開花時期に併せて桜茶の振る舞いを実施します。

**日時** 令和8年4月25日(金)～27日(日)  
午前10時～午後3時

**会場** 松本市歴史の里(松本市島立2196-1)

**料金** 無料

## 馬場家住宅から ☎0263-85-5070

### 季節展示「ひなまつり」

「ひな祭り」の時期に合わせて、松本で盛んに作られた押絵雛などのひな人形を館内に飾ります。

**会期** 令和8年2月14日(土)～4月6日(月)

午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

**会場** 重要文化財馬場家住宅 主屋

**休館日** 毎週火曜日

**料金** 無料

### 季節展示「端午の節句」

「端午の節句」の時期に合わせて子どもの健やかな成長を祈る松本押絵雛が古民家の初夏を彩ります。

**会期** 令和8年4月25日(土)～6月22日(月) 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

**会場** 重要文化財馬場家住宅 主屋

**休館日** 毎週火曜日

※4月25日(土)から5月6日(水休)までの大型連休の間は開館

**料金** 無料

## あなたと博物館 No.255

発行年月日/令和8年(2026)3月15日

編集・発行/松本市立博物館

〒390-0874 松本市大手3丁目2番21号

Tel.0263-32-0133

URL: <https://www.matsu-haku.com/>

e-mail: [mcmuse@city.matsumoto.lg.jp](mailto:mcmuse@city.matsumoto.lg.jp)

印刷 川越印刷株式会社



松本市立博物館  
Matsumoto City Museum